# 「コリナスサポーターズ倶楽部」会則

## 第1条(名称)

- 1. 本会は、「コリナスサポーターズ倶楽部」(略称:「サポート隊」)と称する。
- 2. サッカークラブチームの【FCコリナス】トップチーム・第1種(社会人)、【FCサンコリナス】U-15:Jrユース・第3種(中学生)、【コリナスJr.スポーツ少年団】U-12:ジュニア・第4種(小学生) (…以下総称を≪チーム・コリナス≫と称する)で頑張っているイレブンを、老若男女を問わず常に熱いハートで応援し続けていく、任意団体(応援会)です。

## 第2条(事務所)

1. 本会の事務所を小松市に置く。

#### 第3条(趣旨)

- 1. 小松市に、多くの人びとにスポーツ・文化の楽しさを伝え、人と人との交流や対話を促進し、まちづくりを推進すると同時に、身体も心も健康な生活をすごせる「集いの場を」創出したいと思いました。そこで、この小松市東部地区を中心とした地域で、歴史と伝統、そして長年の活動実績があるジュニアから社会人チームまで多くの人たちが活動する≪チーム・コリナス≫を核とした総合型スポーツ・文化クラブをつくり、その活動各団体を支援することで、実現を図ろうと考えました。
- 2. 発展型としてサッカーだけでなく、この趣旨に賛同いただける他スポーツチーム・文化団体も【活動加盟クラブ・サークル】として登録加盟してもらい、将来的には法人化の設立(取得)をも視野にいれてます。

## 第4条(目的)

- 1. 地域(小松・能美市)の 社会教育・まちづくりの推進、子どもの健全育成、生涯スポーツ(サッカー)の振興を図る活動の支援する。
- 2. ≪チーム・コリナス≫を物心両面から支援することを主とし、≪チーム・コリナス≫の各カテゴリーをひとつにまとめる役割を持つ。
- 3. 会員相互の親睦を図り、地域の≪チーム・コリナス≫を応援してくれるコリナスサッカーファンを結集させることも目的とする。
- 4. 本会は、≪チーム・コリナス≫が永久的に存続するために下記の具体目標を掲げる。
  - (1) 指導者・スタッフの育成、支援
  - (2) チームグラウンドの確保、管理
  - (3) OB選手、保護者、地域住民·企業等 支援者の結集

#### 第5条(事業)

- 1. 本会は、前条の目的を充実・達成するため次の事業を行う。
- 2. ≪チーム・コリナス≫の活動に対する物心両面にわたる支援活動事業
- 3. ≪チーム・コリナス≫活動の広報・宣伝事業
- 4. 会員相互の親睦を図る事業
- 5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第6条(会員)

- 1. 本会の会員は、会の目的に賛同する個人・個人事業者または法人もしくは団体とする。
- 2. この団体の会員は、次の4種とし正会員をもって団体の社員とする。 正会員には会員総会での議決権がある。
- 3. 【正会員】 この団体の目的に賛同して入会し、団体の活動を推進する個人
- 4. 【賛助会員】 この団体の事業を賛助するために入会した個人
- 5. 【特別会員】 この団体の事業を賛助するために入会した企業、団体(スポンサー、広告協賛者含む)
- 6. 【一般会員】 【活動加盟クラブ・サークル】の活動に参加する個人または団体
- 7. 正会員、賛助会員、特別会員は、毎年1月1日から12月31日までの1年間を入会募集期間とし、趣旨、目的に対し支援してくれる個人、事業所、団体に広く募集する。

### 第7条(入会および脱会)

- 1. 会員は、所定の会費を納入し入会することができる。
- 2. 会員は、本人の申し出により脱会することができる。
- 3. 会費を滞納した者または本会の名誉を汚した者は、理事会の決議により除名されることがある。

## 第8条(役員)

- 1. 本会に次の役員を置き、正会員より選出する。
- 2. 会長 1名
- 3. 副会長 若干名
- 4. 専務理事 1名 (事務局長を兼ねる)
- 5. 理事 若干名 (各カテゴリーのチームからサポート隊理事を出してもらう)
- 6. 監事 若干名

## 第9条(名誉会長および 顧問) 1. 本会に名誉会長および顧問、を置くことができる。名誉会長および顧問は、会長が委嘱する。

### 第10条(役員の選出)

- 1. 会長は、理事会の決議によって会員の中より選任する。
- 2. 副会長・専務理事は、会長が選任する。
- 3. 理事および監事は、総会において会員の中より選任する。
- 4. 理事の任期は2年、監事は4年とし、再任を妨げない。
- 5. 役員に欠員を生じた場合は理事会の推挙により補う。但しこの役員の任期は前任者の任期満了時までとする。

#### 第11条(役員の任務)

- 1. 会長は、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 2. 専務理事は、事務局長を兼ねる。本会の事業を円滑に遂行するため、事務局長をおき会務・会計 業務を行う。。
- 3. 理事は、理事会を構成し会務を処理する。
- 4. 監事は、事業および会計を監査する。

#### 第12条(会議)

- 1. 会議は、総会・理事会および幹事会とする。
- 2. 総会は年1回会長が招集し、理事および監事の選出を行い、収支および事業報告を行う。
- 3. 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4. 理事会は、定期または臨時に開催し、事業計画・予算および決算その他重要な事項を議決する。
- 5. 総会および理事会の議長は会長がつとめる。
- 6. 幹事会は、必要に応じて招集し、事業運営に関する事項および理事会に附議すべき事項を議決

#### 第13条(会計)

- 1. 本会の経費は、会費、運営協力金および寄付金その他の収入により賄う。
- 2. 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日までとする。

## 第14条(会費)

- 1. 本会の運営は、会費をもってこれにあてる。会員は、総会に於いて別に定める会費(年額)を納入 しなければならない。複数口の加入は妨げない。
- 2. 【正会員】 3,000円

- 【賛助会員】 1口・3,000円
  【特別会員】 1口・10,000円
  【一般会員】 1口・3,000円 (但し、《運営協力金》を納めていただいている各クラブ・サークルに所属している クラブ員からは、個人の年会費は徴収しない)
- 6. 脱会時の会費の返還は行わない。

## 第15条(運営協力金)

1. 本会の運営は、運営協力金をもってこれにあてる。【活動加盟クラブ・サークル】は、運営協力金と して、総会に於いて別に定める金額(月額)を納入しなければならない。

#### 第15条(細則)

1. この会則に定めるもののほか必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

#### 第16条(施行)

- 1. 本会則は平成24年5月20日より実施する。
- 2. 本会則の「第13条 2.」 『会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日までとする。』 を上記 文に、平成26年5月25日付けで改正する。